

母子福祉資金等貸付金について

この貸付制度は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出されるものです。

どれくらい用意できるかをご家族でよくお話しし、どうしても足りない部分について借りるという選択をした上で、将来に必要以上に大きな借金が残ることのないように気をつけてください。

< 貸付について >

1 借主

この貸付制度では、原則として母子家庭の母、父子家庭の父が借主となります。貸付けを受けた場合に、返済の義務が発生します。

2 連帯借主

修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金については、お子さんは連帯して貸付けを受ける連帯借主となり、借主と共に返済する義務があります。

従って、償還開始時には借主又は連帯借主どちらかに返済の請求をすることとなりますので、お子さんとよく話し合って貸付けを受けるようにしてください。

3 連帯保証人

この貸付金を借入れようとするときは、原則連帯保証人を立てなければなりません。連帯保証人は、借主・連帯借主と同じ立場で返済をする義務があり、返済の請求をされることもありますので、連帯借主と同じく、よく話し合いをしてください。

4 借入れの申請

この貸付金の借入れをする際には、旭川市子育て支援部子育て助成課にて、担当の母子・父子自立支援員との面接の上、所定の書類をお渡しします。

借入れにあたっては、返済の見通しを十分にたて、無理のない借入れを心がけましょう。

また、翌年も継続して借りる場合は、翌年に再び申請（継続申請）をする必要があります。

5 重複貸付不可

日本学生支援機構・北海道高等学校奨学会など、他の公的機関から奨学金を受ける場合には、原則この資金はご利用できません。

6 大学等修学支援を受けた場合

旭川市母子福祉資金等貸付金の修学資金及び就学支度資金により、入学金、授業料、生活費等の貸付けを受けた方のうち、国による大学等修学支援を受けた場合には、減免あるいは給付を受けた金額を旭川市に償還する義務があります。

7 貸付けの停止・返済

この貸付金は、お申込み時の用途以外にはご利用いただけません。

次のような場合には、貸付けを停止し、すぐに貸付金を返還していただく場合があります。

- ① 貸付金を申込時の目的以外に使用したとき
- ② 偽りの申請、その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- ③ 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

8 貸付条件の変更にかかる届出

次のような場合は、すぐに旭川市子育て支援部子育て助成課に連絡し、手続きをしなければなりません。

- ① 借主等が住所・氏名を変更したとき
- ② 貸付けを辞退するとき、又は貸付金の変更を希望するとき
- ③ 借主等としての資格を失ったとき（例：結婚・死亡・養子縁組・退学・休学・転校等）
- ④ 繰上償還（原則一括償還）を希望するとき
- ⑤ 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない理由（※）が生じたとき

※ 市外へ転出したとき・年収が200万円に満たなくなったとき

< 償還（返済）について >

償還は無理のない計画を立て、償還期限を必ず守るようにしましょう。償還が滞りますと、借主・連帯借主に事前の通知をすることなく連帯保証人に請求をする場合もありますので、ご注意ください。

1 支払い方法

(1) 口座振替払い

償還金の返済に、指定した預金口座から自動的に引き落とされる、口座振替払いをご利用できます。

【取扱金融機関】旭川市内の銀行（本・支店）・信金・信組・労金・JA・ゆうちょ銀行等

【申込先】旭川市子育て支援部子育て助成課・各金融機関・ゆうちょ銀行

(2) 現金納入（納付書払い）

償還金を現金で納入する場合は、納付書に記載されている金融機関等で納入してください。

※ やむを得ず期日までにお支払いできない場合には、子育て助成課まで必ずご連絡ください。

2 償還猶予

次のような場合は、償還を猶予する（返済を先に延ばす）ことができます。

- ① 借主等が災害、盗難、疫病、負傷等やむを得ない事情のため返済が困難になった場合
- ② 修学資金、就学支度資金を借り入れたお子様が引き続き就学するとき、又は修業資金を借り入れたお子様が更に修業資金を借り入れて知識技能を習得するとき

3 連帯保証人について

償還期間中に、市外へ転出した、年収が200万円に満たなくなった等、連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、償還状況に応じて、新たな連帯保証人を立てていただくことがあります。

< 滞納すると >

1 償還が滞ると、下記のような督促行為がとられます。

- ① 督促状・催告状の送付・訪問指導・電話督促
- ② 連帯保証人への通知

2 滞納状況により、下記のような不利益が生じる場合があります。

- ① 償還総額の一括請求
- ② 償還金へ、年3%の違約金の加算
- ③ 母子福祉資金等貸付金の新規利用不可
- ④ 法的措置

修学資金貸付限度額（月額）一覧表（前年所得が682万円を超える場合）

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	77,500	77,500			
	私立	自宅通学	84,500	84,500			
		自宅外通学	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	86,500	86,500			
	私立	自宅通学	86,500	86,500			
		自宅外通学	110,500	110,500			
大学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			51,000	51,000			

修学資金貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）		51,000	51,000				



母子福祉資金等貸付金のしおり

(R4.4改正)



【貸付申請に必要な書類】

1 共通書類例

申請者に関して必要なもの	・印鑑
	・戸籍謄本
	・印鑑登録証明書
連帯保証人について必要な書類	・所得を証明できるもの (源泉徴収票・確定申告の写し)
	・印鑑
	・印鑑登録証明書
	・所得を証明できるもの (源泉徴収票・確定申告の写し)

2 各貸付金の申請に必要な書類

資金の種類	添付書類
就学支度資金	入学し、又は入所することを証する書類
修学資金	入学すること又は在学していることを証する書類
事業開始資金	事業計画書
事業継続資金	事業成績及び事業計画書
住宅資金	住宅建設計画書
転宅資金	住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し
技能習得資金	知識・技能を習得していることを証する書類
医療介護資金	診断書及び所要医療費等見込書
就職支度資金	就職することを証する書類
修業資金	ア 知識・技能を習得していることを証する書類又は習得する見込みであることを証する書類 イ 在学中に自動車の運転免許を取得する場合は、就職見込申出書
結婚資金	結婚予定証明書

* その他必要に応じて書類を提出していただきます。

【連帯保証人】

連帯保証人は、下記の条件を満たし、貸付を受けた方と連帯して債務を負担する方となります。

- ◆ 旭川市内に居住していること
- ◆ 年収が200万円以上あること
- ◆ 60歳未満であること
(ただし、修学・就学支度・修業・就職支度(子を対象とするもの)を除く。)

連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときには、変更をしなければなりません。

【問い合わせ先】

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎 5階

子育て支援部 子育て助成課 ひとり親家庭相談

電話(直通) 25-9107

母子福祉資金等貸付金の種類等

資金	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
就学支度資金	母子家庭の母、 父子家庭の父が 扶養する児童	就学、修業する ために必要な被服 等の購入に必要な 資金	小学校 64,300	当該学校	卒業後6か月	5年以内	無利子
			中学校 81,000				
			高校・高専・ 専修(高・一般)等				
			公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000				
			私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000				
	父母のいない 児童	就学、修業する ために必要な被服 等の購入に必要な 資金	修業施設等			10年以内	
			中卒者 (自宅) 150,000 (自宅外) 160,000				
			高卒者 (自宅) 272,000 (自宅外) 282,000				
			大学・短大・専修等				
			公立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000				
寡婦が 扶養する子	就学、修業する ために必要な被服 等の購入に必要な 資金	大学院					
		公立 380,000 私立 590,000					
修学資金	母子家庭の母、 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する 子	高等学校、大学、 高等専門学校又は 専修学校に就学さ せるための授業料、 書籍代、交通費等 に必要な資金	別表参照	修学期間中	当該学校 卒業後6か月	<ul style="list-style-type: none"> ●専修学校(一般課程) 5年以内 ●高等学校・専修学校(高等課程) 10年以内 ●大学・短大・専修学校(専門課程) 20年以内 	
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父	事業(例えば洋裁、 軽飲食、文具販売、 菓子小売業等、母 子福祉団体等につ いては政令で定める 事業)を開始する のに必要な設備、 什器、機械等の 購入資金	3,140,000	1年	7年以内	年1.0% ※一部 無利子	
	寡婦 母子福祉団体		団体 4,710,000				
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父	現在営んでいる事 業を継続するため に必要な商品、材 料等購入するため の運転資金	1,570,000	6か月	7年以内	年1.0% ※一部 無利子	
	寡婦 母子福祉団体		団体 1,570,000				
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父	住宅を建設、購入、 補修、保全、改築、 増築するのに必要 な資金	1,500,000 (特別2,000,000)	6か月	6年以内 (特別7年以内)		
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父	住宅を移転するた め、住宅の賃借に 際し必要な資金	260,000	6か月	3年以内		

資金	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父	事業開始または就職 するために必要な知 識・技能習得期間中 の生活費補給資金	一般 月額 105,000 技能 月額 141,000 ※ただし、生計中心 者でない場合は 月額70,000円	知識・技能 習得期間中	知識・技能を 習得後6か月	20年以内	年1.0% ※一部 無利子
		医療又は介護を受け ている期間中の生活 費補給資金	(注)生活安定期間の 貸付は、ひとり親と なった事由の生じた ときから7年を経過 するまでの期間中、 月額105,000円、合 計252万円を限度と する。また、生活安定 期間中の養育費の取得 のための裁判費用につ いては、1,236,000 円(一般分の12か月 相当)を限度として貸 付けることができる。				
	寡婦	就労の意思及び能 力を有するにもか かわらず職に就け ない状態の生活費 補給資金		離職した日の 翌日から1年 以内	失業貸付期間 満了後6か月	5年以内	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父	ひとり親となって 7年未満の生活費 補給資金		生活安定期間 左枠中の (注)参照	期間満了後 6か月	8年以内	年1.0% ※一部 無利子
	寡婦	自ら事業を開始し、 又は会社等に就職 するために必要な 知識・技能を習得 するために必要な 資金(例:訪問介 護員、ホームヘル パー、栄養士等)	月額 68,000 一括 816,000 (12か月相当) 運転免許 460,000	知識・技能を 習得する期間 中5年を超え ない範囲内	知識・技能を 習得後1年 貸付停止後 1年	20年以内	
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童 (介護の場合は 児童を除く)	医療又は介護(当 該医療又は介護を 受ける期間が1年 以内の場合に限る) を受けるために必 要な資金	医療 340,000 (特別480,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	就職をするために 直接必要とする被 服、履物及び通勤 用自動車等を購入 する資金	一般 100,000 (特別330,000)		1年	6年以内	
	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童						
修業資金	母子家庭の母、 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない 児童 寡婦が 扶養する子	事業を開始し、又 は就職するために 必要な知識・技能 を習得するために 必要な資金	月額 68,000 (特別460,000)	知識・技能を 習得する期間 中5年を超え ない範囲内	知識・技能を 習得後1年 貸付停止後 1年	20年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	ひとり家庭の親が 扶養する児童、寡婦 が扶養する20歳 以上の子の婚姻に 際し必要な資金	300,000		6か月	5年以内	年1.0% ※一部 無利子